



3 知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、広く県民の参画する審議機関において検討を行うなど、県民意見の集約と反映に努めるものとする。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、議会の議決を経なければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(平一五条例一・一部改正)

(事業の実施状況等の報告)

第九条 知事は、基本計画の推進に当たって県民意見の集約と反映を図るため、県議会及び県民に対し、毎年度、基本計画の推進に向けた事業の実施状況及び予定等を報告するとともに、五年ごとに基本計画の目標達成状況を公表するものとする。

(行政体制の整備等)

第十条 県は、前二条により計画的な施策推進に努めるなどのほか、農業・農村振興に向けた組織体制等行政体制の整備に努めるものとする。

(条例の周知広報)

第十一条 県は、この条例及び農業・農村振興施策の県民等への周知及び広報に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一五年条例第一号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行し、同日以降の計画の策定、変更又は廃止について適用する。